



国際アート・カルチャー都市に向けて



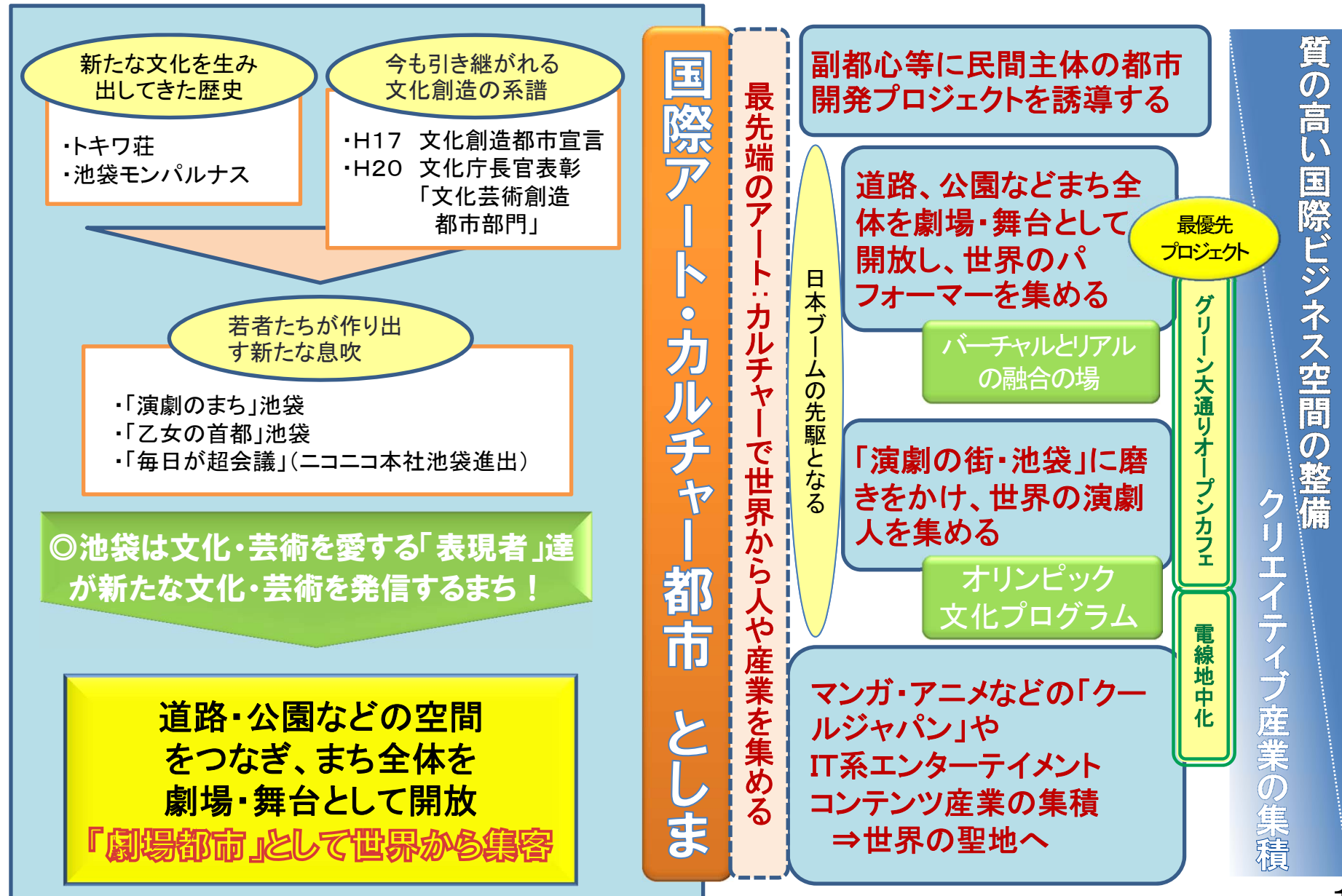
豊島区 国家戦略特区提案書

平成26年9月24日

目次

豊島区の目指す都市像と成長戦略	1
“TOKYO”における副都心池袋の果たす役割	2
質の高い国際ビジネス空間の整備	3
最優先プロジェクト　グリーン大通りオープンカフェ	4
クリエイティブ産業の集積	5
追加提案メニュー	
① 在留資格「短期滞在」扱いでの入国を可能	6
② 非居住者の源泉税の軽減	7
③ 道路占用許可、道路使用許可の緩和	8
フェスティバル／トーキョー	9
アニメイト敷地内での物販、飲食提供	10

豊島区の目指す都市像と成長戦略



“TOKYO”における副都心池袋の果たす役割 ～グローバル・イノベーション特区 東京の中で～



特区で取り組む最優先プロジェクト

グリーン大通りでのオープンカフェ実施

- ◆ 国家戦略特区を活用し、グリーン大通りの歩道を民間に開放する。

- ⇒ ・オープンカフェの展開
- ・コスプレ、音楽等のパフォーマンス

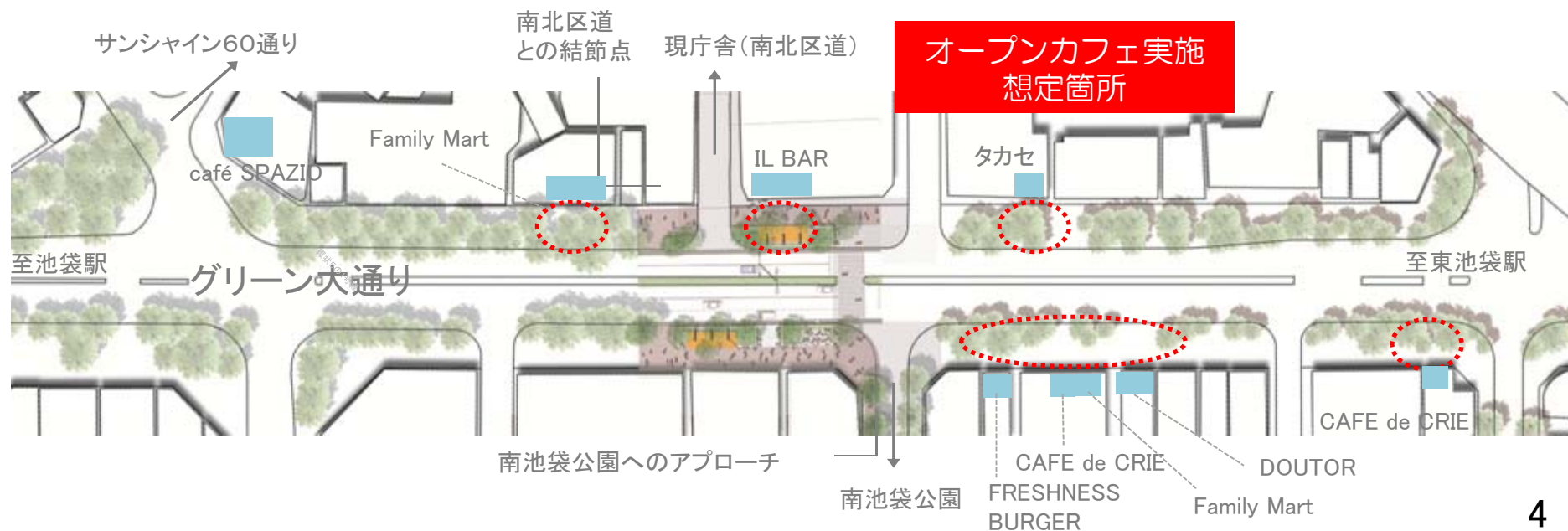
※サンシャイン60通りに集中するにぎわいを池袋駅東口全体に面的に広げる。

26年度に設置した官民によるまちづくりビジョン連絡会において、事業スキームの検討やオープンカフェの店舗選定を実施。

平成16年度に実施した社会実験の様子



★H27. 5. 7の新庁舎オープンまでに実現を目指す！

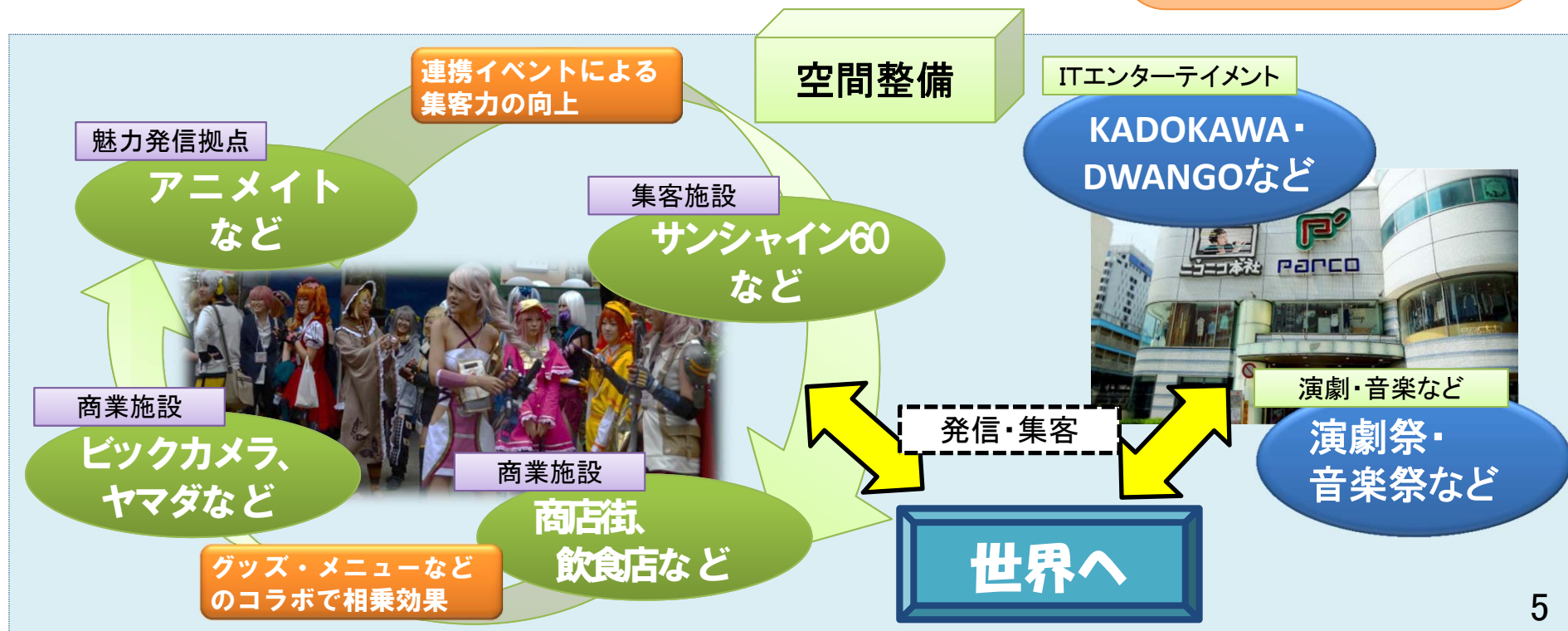


クリエイティブ産業の集積

オンリーワンのブランドを活かした文化・観光戦略で世界から集客し、クリエイティブ産業の集積・育成を推進

- ◆ マンガ・アニメの聖地
 - ・ 漫画の聖地「トキワ荘」
 - ・ アニメイト・乙女ロード・コスプレ⇒ 聖地巡礼
- ◆ 文化芸術産業
 - ・ フェスティバル/トーキョー、池袋演劇祭など⇒ 新進芸術家・演劇家の登竜門

世界一の街、グローバルビジネス都市東京の中で、豊島区は「文化の力」で世界を惹きつける街として、日本再興戦略(戦略市場創造)に貢献！



追加提案メニュー

① 在留資格「短期滞在」扱いでの入国を可能

出入国管理及び難民認定法 の障壁

【事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等】

出入国管理及び難民認定法第19条(活動の範囲)(就労資格証明書)等

【事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容】

海外の芸術家が滞在制作や公演を行う際、在留資格が「興行」扱いで煩雑な興行ビザ申請手続きが必要となる。

【規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容】

報酬を得る活動の場合でも在留資格「興行」扱いではなく、「短期滞在」扱いでの入国を可能とする。

追加提案メニュー

② 非居住者の源泉税の軽減

所得税法 の障壁

【事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等】

所得税法164条 第3編第2章「非居住者の納税義務」第1節「通則」(非居住者に対する課税の方法)、165条 第2節(非居住者に対する所得税の総合課税)、169～173条 第3節(非居住者に対する所得税の分離課税)、租税条約

【事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容】

報酬の支払に関しては、租税条約対象外の国であれば20%の源泉税がかかり、対象国であっても申請手続きに時間がかかる。

【規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容】

報酬等に対する源泉税を軽減することが可能となる。

追加提案メニュー

③ 道路占用許可、道路使用許可の緩和

道路法(道路占用許可)、道路交通法(道路使用許可) の障壁

【事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等】

道路法第32条(道路占用許可)、道路交通法第77条(道路使用許可)

【事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容】

イベントに関連させて路上でキッチンカーを営業する際、許可を得るのにハードルが高い。

【規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容】

路上でのキッチンカーの営業について、道路占用、道路使用を柔軟に許可することにより新たな集客要因となる。

フェスティバル／トーキョー



アニメイト敷地内での物販、飲食提供

